

○厚生労働省令第百五十二号

国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）及び関係法令の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(改定の請求) 第三十三条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類</p> <p>イ 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>ロ イの障害の現状が第三十三条の二の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類</p> <p>ハ イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム</p> <p>ニ 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>三 加算額対象者があるときは、当該請求書を提出する日前一月以内に作成された次に掲げる書類</p> <p>イ 加算額対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>ロ 加算額対象者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類</p> <p>3 3 6 (略)</p> <p>第三十三条の二 (略)</p>	<p>(改定の請求) 第三十三条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>二 前号の障害の現状が第三十三条の二の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類</p> <p>三 第一号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム</p> <p>四 加算額対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>五 加算額対象者があるときは、その者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類</p> <p>六 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>3 3 6 (略)</p> <p>第三十三条の二 (略)</p>

<p>第三十六条の三 (略)</p>	<p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 特定初診日以後において共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類</p> <p>二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>三 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類</p> <p>イ 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>ロ イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム</p> <p>ハ 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>四 障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）</p> <p>五 加算額対象者があるときは、当該請求書を提出する日前一月以内に作成された次に掲げる書類</p> <p>イ 加算額対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>ロ 加算額対象者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類</p> <p>3 (略)</p>
--------------------	---

<p>第三十六条の三 (略)</p>	<p>2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等（第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>一 特定初診日以後において共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類</p> <p>二 その他障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>三 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム</p> <p>四 その他障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）</p> <p>五 加算額対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>六 加算額対象者があるときは、その者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類</p> <p>七 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>3 (略)</p>
--------------------	--

2 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(障害基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)
第三十六条の四 障害基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の審査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出)

第三十六条の五 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき、厚生労働大臣が法第八十二条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、若しくは資料の提供を受けることにより指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類に係る事実を確認することができるとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

(遺族基礎年金の受給権者である配偶者の届出)

2 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(障害基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)
第三十六条の四 障害基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の審査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出)

第三十六条の五 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

(遺族基礎年金の受給権者である配偶者の届出)

第五十一条の三 (略)

2 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(遺族基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第五十一条の四 遺族基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

第五十一条の三 (略)

2 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(遺族基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第五十一条の四 遺族基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第二条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者等の届出) 第三十五条の三 (略)</p> <p>2 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(老齢厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出) 第三十五条の四 老齢厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。</p> <p>(改定の請求) 第四十七条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者</p>	<p>(加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者等の届出) 第三十五条の三 (略)</p> <p>2 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(老齢厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出) 第三十五条の四 老齢厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。</p> <p>(改定の請求) 第四十七条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等(当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。)を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p>

にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類

二 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類

イ 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ イの障害の現状が第四十七条の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類

ハ 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム
(削る)

三 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。)

3 (略)

第四十七条の二 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類

三 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類

イ 障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであると

二 前号の障害の現状が第四十七条の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類

三 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム

四 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

3 (略)

第四十七条の二 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等(第二号、第三号及び第五号に掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。)を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ書類を添えなければならない。

一 (略)

二 その他障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

三 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

きは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

四 (略)

五 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。)

3 (略)

(障害厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第五十一条の四 障害厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(遺族厚生年金の受給権者等に係る障害の現状に関する届出)

第六十八条の三 遺族厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 被保険者又は被保険者であつた者の子がある配偶者で、被保険者又は被保険者であつた者の子であつてその障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものである遺族厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣が指定した年において、指定日

四 (略)

五 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

3 (略)

(障害厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第五十一条の四 障害厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(遺族厚生年金の受給権者等に係る障害の現状に関する届出)

第六十八条の三 遺族厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 被保険者又は被保険者であつた者の子がある配偶者で、被保険者又は被保険者であつた者の子であつてその障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものである遺族厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣が指定した年において、指定日

までに、指定日前三月以内に作成されたその子の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

3 第一項又は前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、第一項又は前項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

までに、指定日前一月以内に作成されたその子の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

3 第一項又は前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、第一項又は前項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十一年厚生省令第十七号)の一部を次の表の
ように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)</p> <p>第十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。)による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続については、旧厚生年金保険法施行規則第三十条(第一項第六号を除く。) から第三十四条の二まで、第三十七条から第四十三条の五(第三号を除く。)まで、第四十三条の九から第四十三条の十五まで、第四十四条の二から第四十七条まで、第四十八条、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十九条まで、第六十一条から第六十七条まで、第七十条から第七十六条まで、第七十六条の三から第七十六条の九まで、第七十六条の十二から第七十六条の十八まで、第八十条、第八十一条、第八十二条から第八十七条まで、第八十九条、附則第九項(第六号を除く。) から第十二項まで、第十七項及び第十八項並びに別表、第九条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第三十二号。以下「改正前の厚生省令第三十二号」という。) 附則第五条並びに第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。) 附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>附則</p> <p>(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)</p> <p>第十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。)による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続については、旧厚生年金保険法施行規則第三十条(第一項第六号を除く。) から第三十四条の二まで、第三十七条から第四十三条の五(第三号を除く。)まで、第四十三条の九から第四十三条の十五まで、第四十四条の二から第四十七条まで、第四十八条、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十九条まで、第六十一条から第六十七条まで、第七十条から第七十六条まで、第七十六条の三から第七十六条の九まで、第七十六条の十二から第七十六条の十八まで、第八十条、第八十一条、第八十二条から第八十七条まで、第八十九条、附則第九項(第六号を除く。) から第十二項まで、第十七項及び第十八項並びに別表、第九条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第三十二号。以下「改正前の厚生省令第三十二号」という。) 附則第五条並びに第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。) 附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>

第四十五條 第四十七條第二項	<p>(略)</p> <p>前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>二 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム</p> <p>三 加給年金額の対象者があるときは、その者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>四 加給年金額の対象者のうち、法別表第一に定める一級又は二</p>
<p>(略)</p> <p>前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類等</p> <p>イ 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>ロ 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム</p> <p>ハ 加給年金額の対象者のうち、法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にある子であつて、社会保険庁長官が指定</p>	
(新設)	(略)
(新設)	(略)

(略)	(略)	(略)
	<p>級の障害の状態にある子であつて、社会保険庁長官が指定する以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p>	<p>二 加給年金額の対象者があっては、その者は、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>請求者との身分関係を明らかにすることができずる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）</p>
(略)	(略)	(略)

（旧船員保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等）
 第二十一条 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続きについては、旧船員保険法施行規則第四十九条、第五十条（第一項第六号を除く。）から第五十五条（第一項第四号を除く。）まで、第五十六条（第一項第三号を除く。）、第五十六条ノ二（第三号を除く。）、第五十六条ノ四、第五十八条から第六十八条ノ二（第一項第五号を除く。）まで、第六十八条ノ三から第六十八条ノ八（第一項第四号を除く。）まで、第六十八条ノ九（

（旧船員保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等）
 第二十一条 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続きについては、旧船員保険法施行規則第四十九条、第五十条（第一項第六号を除く。）から第五十五条（第一項第四号を除く。）まで、第五十六条（第一項第三号を除く。）、第五十六条ノ二（第三号を除く。）、第五十六条ノ四、第五十八条から第六十八条ノ二（第一項第五号を除く。）まで、第六十八条ノ三から第六十八条ノ八（第一項第四号を除く。）まで、第六十八条ノ九（

第一項第三号を除く。)、第六十八条の十(第三号を除く。)、第六十九条、第七十二条ノ二、第七十三条ノ二から第七十六条まで、第八十一条(第二項第十三号を除く。)、から第八十二条ノ二まで、第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十一まで、第八十二条ノ十三、第八十二条ノ十四ノ六、第八十二条ノ十四ノ八から第八十二条ノ十四ノ十まで、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十九条ノ二、第九十九条ノ三、第百三条ノ二及び別表、第八十八条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十年厚生省令第三十一号。以下「改正前の厚生省令第三十一号」という。)、附則第五項から第七項(第五号を除く。)、まで、第八項及び第九項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第三十三号。以下「改正前の厚生省令第三十三号」という。)、附則第四条並びに船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第四十八号。以下「改正前の厚生省令第四十八号」という。)、附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十三条第一項第四号、第五十三号ノ二第四号、第五十四号、第五十五条、第五十六条ノ四、第七十、第七十二、第七十四、第七十六、第七十八、第九ノ二第四号、第七十四	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)

第一項第三号を除く。)、第六十八条の十(第三号を除く。)、第六十九条、第七十二条ノ二、第七十三条ノ二から第七十六条まで、第八十一条(第二項第十三号を除く。)、から第八十二条ノ二まで、第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十一まで、第八十二条ノ十三、第八十二条ノ十四ノ六、第八十二条ノ十四ノ八から第八十二条ノ十四ノ十まで、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十九条ノ二、第九十九条ノ三、第百三条ノ二及び別表、第八十八条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十年厚生省令第三十一号。以下「改正前の厚生省令第三十一号」という。)、附則第五項から第七項(第五号を除く。)、まで、第八項及び第九項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第三十三号。以下「改正前の厚生省令第三十三号」という。)、附則第四条並びに船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第四十八号。以下「改正前の厚生省令第四十八号」という。)、附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十三条第一項第四号、第五十三号ノ二第四号、第五十四号、第五十五条、第五十六条ノ四、第七十、第七十二、第七十四、第七十六、第七十八、第九ノ二第四号、第七十四	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)

<p>条ノ十第一項第五号、第七十四条ノ十ノ二第四号及び第七十四条ノ十二第一項第五号</p>	<p>第五十三条第二項</p>
<p>前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等ヲ添付スベシ但シ現ニ支給ヲ受クル老齡年金ヲ選択セントスルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>一 法第三十四条第四項ノ請求ニ依ル老齡年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタル者ナルトキハ障害ノ状態ノ程度ニ関スル医師又ハ齒科医師ノ診断書前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グ</p>
<p>前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類等ヲ添付スベシ但シ現ニ支給ヲ受クル老齡年金ヲ選択セントスルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>一 届出ノ日前三月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等 イ 法第三十四条第四項ノ請求ニ依ル老齡年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタル者ナルトキハ障害ノ状態ノ程度ニ関スル医</p>
<p>条ノ十第一項第五号、第七十四条ノ十ノ二第四号及び第七十四条ノ十二第一項第五号</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

三| 法第三十六条
第一項ノ規定ニ
該当スル配偶者
又ハ子アル場合
ニ於テハ其ノ者
ト届出者トノ身
分關係ヲ明瞭ニ
シ得ル市町村長
ノ証明書又ハ戸
籍ノ抄本
四| 前号ニ掲グル
子ガ届出者ノ老
齡年金ノ支給ヲ
受クルコトヲ得
ルニ至リタル当
時法別表第四下
欄ニ定ムル一級
又ハ二級ノ障害
ノ状態ニ在ル者
ニシテ社会保険
庁長官ノ指定シ
タルモノナルト
キハ其ノ者ガ届
出者ノ老齡年金
ノ支給ヲ受クル

ハ| 法第三十六
条第一項ノ規
定ニ該当スル
子ガ届出者ノ
老齡年金ノ支
給ヲ受クルコ
トヲ得ルニ至
リタル当時法
別表第四下欄
ニ定ムル一級
又ハ二級ノ障
害ノ状態ニ在
ル者ニシテ社
会保険庁長官
ノ指定シタル
モノナルトキ
ハ其ノ者ガ届
出者ノ老齡年
金ノ支給ヲ受
クルコトヲ得
ロ| 師又ハ歯科医
師ノ診断書
イノ障害ガ
別表第一ニ掲
グル疾病又ハ
負傷ニ因ルモ
ノナルトキハ
其ノ障害ノ状
態ノ程度ヲ示
スレントゲン
フィルム

<p>項 第五十四條第二</p>	<p>第五十四條第一 項第五号</p>	<p>(略)</p>	<p>前項ノ届書ニハ届出 ノ日前一月以内ノ間 ニ於テ作製セラレタ ル次ニ掲グル書類等 ヲ添附スベシ但シ其</p>	<p>(略)</p>	<p>コトヲ得ルニ至 リタル当時ヨリ 引続キ法別表第 四下欄ニ定ムル 一級又ハ二級ノ 障害ノ状態ニ在 ルコトヲ認め得 ベキ書類</p>
<p>レタル老齡年金ガ其</p>	<p>前項ノ届書ニハ次ニ 掲グル書類等ヲ添附 スベシ但シ其ノ一部 ニ付支給ヲ停止セラ</p>	<p>二 法第三十六條 第一項ノ規定ニ 該当スル配偶者 又ハ子アル場合 ニ於テハ其ノ者 ト届出者トノ身 分關係ヲ明瞭ニ シ得ル市町村長 ノ証明書又ハ戸 籍ノ抄本(届出 ノ日前一月以内 ノ間ニ於テ作製 セラレタルモノ ニ限ル)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>ルニ至リタル 当時ヨリ引続 キ法別表第四 下欄ニ定ムル 一級又ハ二級 ノ障害ノ状態 ニ在ルコトヲ 認め得ベキ書 類</p>
<p>(新設)</p>	<p>第五十四條第一 項第五号</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金ガ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 社会保険庁長官ノ指定シタル届出者ニ在リテハ其ノ者ノ障害ノ状態ノ程度ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書

二 前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム

三 法第三十六条第一項ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身

ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出ノ日前三月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類等

イ 社会保険庁長官ノ指定シタル届出者ニ在リテハ其ノ者ノ障害ノ状態ノ程度ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書

ロ イノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフィルム

ハ 法第三十六条第一項ノ規

分關係ヲ明瞭ニ
シ得ル市町村長
ノ証明書又ハ戸
籍ノ抄本
四 前号ニ掲グル
子ガ届出者ノ老
齡年金ノ支給ヲ
受クルコトヲ得
ルニ至リタル当
時法別表第四下
欄ニ定ムル一級
又ハ二級ノ障害
ノ状態ニ在ル者
ニシテ社会保険
庁長官ノ指定シ
タルモノナルト
キハ其ノ者ガ届
出者ノ老齡年金
ノ支給ヲ受クル
コトヲ得ルニ至
リタル当時ヨリ
引続キ法別表第
四下欄ニ定ムル
一級又ハ二級ノ
障害ノ状態ニ在
ルコトヲ認め得
ベキ書類

二
定ニ該当スル
子ガ届出者ノ
老齡年金ノ支
給ヲ受クルコ
トヲ得ルニ至
リタル当時法
別表第四下欄
ニ定ムル一級
又ハ二級ノ障
害ノ状態ニ在
ル者ニシテ社
会保険庁長官
ノ指定シタル
モノナルトキ
ハ其ノ者ガ届
出者ノ老齡年
金ノ支給ヲ受
クルコトヲ得
ルニ至リタル
当時ヨリ引続
キ法別表第四
下欄ニ定ムル
一級又ハ二級
ノ障害ノ状態
ニ在ルコトヲ
認め得ベキ書
類
法第三十六条
第一項ノ規定ニ
該当スル配偶者
又ハ子アル場合

	<p>(略)</p>	<p>第五十五条第二項</p>	
	<p>(略)</p>	<p>前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ但シ交渉法第十六条第一項但書ニ該当セザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>一 法第三十六条第一項ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>第五十五条第二項</p>	
	<p>(略)</p>	<p>至リタルトキ及</p>	
		<p>(略)</p>	<p>至リタルトキ、昭和六十年改正法附則第八十七条第七項ノ規定ニ依リ適用スルモノトサレタル平成六一年改正法附則第二十一条ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金ガ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及</p>

ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本
二 前号ニ掲グル子ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル當時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル當時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認め得ベキ書類

一 法第三十六条第一項ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本（届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタルモノニ限ル）
二 前号ニ掲グル子ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル當時法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ル者ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノナルトキハ其ノ者ガ届出者ノ老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル當時ヨリ

第七十二條ノ二 第二項	(略)	前項ノ届書ニハ届出 ノ日前一月以内ノ間 ニ於テ作製セラレタ ル次ニ掲グル書類等 ヲ添附スベシ但シ現 ニ支給ヲ受クル障害 年金ヲ選択セントス ルトキ及届出ノ日前 六月以内ニ同様ノ書 類等ノ提出アリタル トキハ此ノ限ニ在ラ ズ 一 社会保険庁長 官ノ指定シタル 届出者ニ在リテ ハ其ノ者ノ障害 ノ状態ノ程度ニ 関スル医師又ハ 歯科医師ノ診断 書	(略)	前項ノ届書ニハ次ニ 掲グル書類等ヲ添附 スベシ但シ現ニ支給 ヲ受クル障害年金ヲ 選択セントスルトキ 及届出ノ日前六月以 内ニ同様ノ書類等ノ 提出アリタルトキハ 此ノ限ニ在ラズ 一 届出ノ日前三 月以内ノ間ニ於 テ作製セラレタ ル次ニ掲グル書 類等 イ 社会保険庁 長官ノ指定シ タル届出者ニ 在リテハ其ノ 者ノ障害ノ状 態ノ程度ニ関	引続キ法別表第 四下欄ニ定ムル 一級又ハ二級ノ 障害ノ状態ニ在 ルコトヲ認め得 ベキ書類（届出 ノ日前三月以内 ノ間ニ於テ作製 セラレタルモノ ニ限ル）
第七十二條ノ二 第二項第四号、 第七十四條ノ十 第二項第四号	(略)	届出者ノ障害年金ノ 支給ヲ受クルコトヲ 得ルニ至リタル当時 法別表第四下欄	(略)	法別表第四下欄	

二 前号ノ障害ガ
別表第一ニ掲グ
ル疾病又ハ負傷
ニ因ルモノナル
トキハ其ノ障害
ノ状態ノ程度ヲ
示スレントゲン
フィルム
三 法第四十一条
ノ二第一項ノ規
定ニ該当スル配
偶者又ハ子アル
場合ニ於テハ其
ノ者ト届出者ト
ノ身分關係ヲ明
瞭ニシ得ル市町
村長ノ証明書又
ハ戸籍ノ抄本
四 前号ニ掲グル
子ガ届出者ノ障
害年金ノ支給ヲ
受クルコトヲ得
ルニ至リタル当
時法別表第四下
欄ニ定ムル一級
又ハ二級ノ障害
ノ状態ニ在ル者
ニシテ社会保険
庁長官ノ指定シ
タルモノナルト
キハ其ノ者ガ届

スル医師又ハ
歯科医師ノ診
断書
ロ イノ障害ガ
別表第一ニ掲
グル疾病又ハ
負傷ニ因ルモ
ノナルトキハ
其ノ障害ノ状
態ノ程度ヲ示
スレントゲン
フィルム
ハ 法第四十一
条ノ二第一項
ノ規定ニ該当
スル子ガ法別
表第四下欄ニ
定ムル一級又
ハ二級ノ障害
ノ状態ニ在ル
者ニシテ社会
保険庁長官ノ
指定シタルモ
ノナルトキハ
其ノ者ガ法別
表第四下欄ニ
定ムル一級又
ハ二級ノ障害
ノ状態ニ在ル
コトヲ認め得
ベキ書類

第七十四条ノ二	
<p>第七十四条ノ二 障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ社会保険庁長官ニ提出スベシ</p>	<p>出者ノ障害年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時ヨリ引続キ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルコトヲ認め得ベキ書類</p>
<p>第七十四条ノ二 障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ社会保険庁長官ニ提出スベシ</p>	<p>二 法第四十一条ノ二第一項ノ規定ニ該当スル配偶者又ハ子アル場合ニ於テハ其ノ者ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本（届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタルモノニ限ル）</p>
第七十四条ノ二	
<p>第七十四条ノ二 障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ社会保険庁長官ニ提出スベシ</p>	<p>届出者ノ障害年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時ヨリ引続キ法別表第四下欄</p>
<p>第七十四条ノ二 障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ社会保険庁長官ニ提出スベシ</p>	<p>法別表第四下欄</p>

- 一 届出者ノ生年月日
- 二 障害年金証書ノ記号番号
- 三 胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名
- 2 前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ

- (以下本条ニ於テ同ジ)ヲ有スルニ至ツタトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ
- 一 届出者ノ生年月日
 - 二 障害年金証書ノ年金コード
 - 三 配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名
 - 四 配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ツタ年月日及其ノ事由
- 2 | 前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類
 - イ 配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ

- 一 届出者ノ生年月日
- 二 障害年金証書ノ記号番号
- 三 胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名
- 2 前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ

- (以下本条ニ於テ同ジ)ヲ有スルニ至ツタトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ
- 一 届出者ノ生年月日
 - 二 障害年金証書ノ年金コード
 - 三 配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名
 - 四 配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ツタ年月日及其ノ事由
- 2 | 前項ノ届書ニハ内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸

<p>第七十四条ノ十 第一項 第七十四条ノ十 第二項</p>	<p>(略)</p>	
<p>前項ノ届書ニハ届出 ノ日前一月以内ノ間 ニ於テ作製セラレタ ル次ニ掲グル書類等 ヲ添付スベシ但シ其 ノ一部ニ付支給ヲ停 止セララルル障害年 金</p>	<p>(略)</p>	
<p>前項ノ届書ニハ次ニ 掲グル書類等ヲ添附 スベシ但シ其ノ一部 ニ付支給ヲ停止セラ ルル障害年金ガ其ノ 支給ヲ停止セラレザ ルニ至リタルトキ及</p>	<p>(略)</p>	<p>二 明瞭ニシ得ル 市町村長ノ証 明書又ハ戸籍 ノ抄本 ロ 配偶者又ハ 子ガ届出者ニ 依リ生計ヲ維 持シタルコト ヲ認め得ベキ 書類 子ガ法別表第 四下欄ニ定ムル 一級又ハ二級ノ 障害ノ状態ニ在 ルトキハ届書ヲ 提出スル日前三 月以内ニ作製セ ラレタル其ノ障 害ノ状態ニ関ス ル医師又ハ齒科 医師ノ診断書</p>
<p>第七十四条ノ十 第一項 (新設)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 籍ノ抄本 ロ 配偶者又ハ子 ガ届出者ニ依リ 生計ヲ維持シタ ルコトヲ認め得 ベキ書類 三 子ガ法別表第 四下欄ニ定ムル 一級又ハ二級ノ 障害ノ状態ニ在 ルトキハ其ノ障 害ノ状態ニ関ス ル医師又ハ齒科 医師ノ診断書</p>

其ノ支給ヲ停止セ
 ラレザルニ至リタル
 トキ及届出ノ日前六
 月以内ニ同様ノ書類
 等ノ提出アリタルト
 キハ此ノ限ニ在ラズ
 一 社会保険庁長
 官ノ指定シタル
 届出者ニ在リテ
 ハ其ノ者ノ障害
 ノ状態ノ程度ニ
 関スル医師又ハ
 歯科医師ノ診断
 書
 二 前号ノ障害ガ
 別表第一ニ掲ゲ
 ル疾病又ハ負傷
 ニ因ルモノナル
 トキハ其ノ障害
 ノ状態ノ程度ヲ
 示スレントゲン
 ファイルム
 三 法第四十一条
 ノ第二項ニ該
 当スル配偶者又
 ハ子アル場合ニ
 於テハ其ノ者ト
 届出者トノ身分
 関係ヲ明瞭ニシ
 得ル市町村長ノ
 証明書又ハ戸籍

届出ノ日前六月以内
 ニ同様ノ書類等ノ提
 出アリタルトキハ此
 ノ限ニ在ラズ
 一 届出ノ日前三
 月以内ノ間ニ於
 テ作製セラレタ
 ル次ニ掲グル書
 類等
 イ 社会保険庁
 長官ノ指定シ
 タル届出者ニ
 在リテハ其ノ
 者ノ障害ノ状
 態ノ程度ニ関
 スル医師又ハ
 歯科医師ノ診
 断書
 ロ イノ障害ガ
 別表第一ニ掲
 グル疾病又ハ
 負傷ニ因ルモ
 ノナルトキハ
 其ノ障害ノ状
 態ノ程度ヲ示
 スレントゲン
 ファイルム
 ハ 法第四十一
 条ノ第二項
 ニ該当スル子
 ガ法別表第四

第七十四條ノ十
二第一項

(略)

四ノ抄本
前号ニ掲グル
子ガ届出者ノ障
害年金ノ支給ヲ
受クルコトヲ得
ルニ至リタル当
時法別表第四下
欄ニ定ムル一級
又ハ二級ノ障害
ノ状態ニ在ル者
ニシテ社会保険
庁長官ノ指定シ
タルモノナルト
キハ其ノ者ガ届
出者ノ障害年金
ノ支給ヲ受クル
コトヲ得ルニ至
リタル当時ヨリ
引続キ法別表第
四下欄ニ定ムル
一級又ハ二級ノ
障害ノ状態ニ在
ルコトヲ認め得
ベキ書類

(略)

二ノ
法第四十一条
ノ二第一項ニ該
当スル配偶者又
ハ子アル場合ニ
於テハ其ノ者ト
届出者トノ身分
關係ヲ明瞭ニシ
得ル市町村長ノ
証明書又ハ戸籍
ノ抄本(届出ノ
日前一月以内ノ
間ニ於テ作製セ
ラレタルモノニ
限ル)

第七十四條ノ十
二第一項

(略)

(略)

第七十四条ノ十 二第二項第一号	(略)	第八十一条ノ六 第二項	<p>(略)</p> <p>一月</p> <p>前項ノ届書ニハ届出 ノ日前一月以内ノ間 ニ於テ作製セラレタ ル次ニ掲グル書類等 ヲ添付スベシ但シ現 ニ支給ヲ受クル遺族 年金ヲ選択セントス ルトキ及届出ノ日六 月以内ニ同様ノ書類 等ノ提出アリタルト キハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>一 社会保険庁長 官ノ指定シタル 届出者ニ在リテ ハ其ノ者ガ被保 険者又ハ被保險 者タリシ者ノ死 亡当時ヨリ引続 キ法別表第四下 欄ニ定ムル一級 又ハ二級ノ障害 ノ状態ニ在ルコ トヲ認め得ベキ 書類</p> <p>二 前号ノ障害ガ 別表第一ニ掲グ ル疾病又ハ負傷 ニ依ルモノナル</p>
三月	(略)	<p>(略)</p> <p>前項ノ届書ニハ次ニ 掲グル書類等ヲ添附 スベシ但シ現ニ支給 ヲ受クル遺族年金ヲ 選択セントスルトキ 及届出ノ日六月以内 ニ同様ノ書類等ノ提 出アリタルトキハ此 ノ限ニ在ラズ</p> <p>一 届出ノ日前三 月以内ノ間ニ於 テ作製セラレタ ル次ニ掲グル書 類等</p> <p>イ 社会保険庁 長官ノ指定シ タル届出者ニ 在リテハ其ノ 者ガ被保險者 又ハ被保險者 タリシ者ノ死 亡当時ヨリ引 続キ法別表第 四下欄ニ定ム ル一級又ハ二 級ノ障害ノ状 態ニ在ルコト ヲ認め得ベキ</p>	
(新設)	(略)	第八十一条ノ六 第二項第四号、 第八十二条第二 項第四号	<p>(新設)</p> <p>子ガ十八歳以上ニシ テ</p>
(新設)	(略)	子(十八歳ニ達シタ ル日以後ノ最初ノ三 月三十一日ガ終了シ タル子ニ限ル)ガ	

トキハ其ノ障害
ノ状態ノ程度ヲ
示スレントゲン
フィルム
三 法第五十条ノ
三第一項ノ規定
ニ該当スル子ア
ル場合ニ於テハ
其ノ者ト届出者
トノ身分関係ヲ
明瞭ニシ得ル市
町村長ノ証明書
又ハ戸籍ノ抄本
四 前号ニ掲グル
子ガ十八歳以上
ニシテ被保険者
又ハ被保険者タ
リシ者ノ死亡当
時法別表第四下
欄ニ定ムル一級
又ハ二級ノ障害
ノ状態ニ在ル者
ニシテ社会保険
庁長官ノ指定シ
タルモノナルト
キハ其ノ者ガ被
保険者又ハ被保
険者タリシ者ノ
死亡当時ヨリ引
続キ法別表第四
下欄ニ定ムル一

書類
ロ イノ障害ガ
別表第一ニ掲
グル疾病又ハ
負傷ニ依ルモ
ノナルトキハ
其ノ障害ノ状
態ノ程度ヲ示
スレントゲン
フィルム
ハ 法第五十条
ノ三第一項ノ
規定ニ該当ス
ル子（十八歳
ニ達シタル日
以後ノ最初ノ
三月三十一日
ガ終了シタル
子ニ限ル）ガ
被保険者又ハ
被保険者タリ
シ者ノ死亡当
時法別表第四
下欄ニ定ムル
一級又ハ二級
ノ障害ノ状態
ニ在ル者ニシ
テ社会保険庁
長官ノ指定シ
タルモノナル
トキハ其ノ者

級又ハ二級ノ障
 害ノ状態ニ在ル
 コトヲ認め得ベ
 キ書類
 五 届出者ガ前項
 第六号ニ掲グル
 妻ナルトキハ法
 別表第四下欄ニ
 定ムル一級又ハ
 二級ノ障害ノ状
 態ニ在ルコトヲ
 認め得ベキ書類
 六 前号ノ障害ガ
 別表第一ニ掲グ
 ル疾病又ハ負傷
 ニ因ルモノナル
 トキハ其ノ障害
 ノ状態ノ程度ヲ
 スレントゲン
 ファイルム

二 届出者ガ前
 項第六号ニ掲
 グル妻ナルト
 キハ法別表第
 四下欄ニ定ム
 ル一級又ハ二
 級ノ障害ノ状
 態ニ在ルコト
 ヲ認め得ベキ
 書類
 ホ 二ノ障害ガ
 別表第一ニ掲
 グル疾病又ハ
 負傷ニ因ルモ
 ノナルトキハ
 其ノ障害ノ状
 態ノ程度ヲ示
 スレントゲン
 ファイルム
 法第五十条ノ

第八十二条第二項	<p>前項ノ届書ニハ届出 ノ日前一月以内ノ間 ニ於テ作製セラレタ ル次ニ掲グル書類等 ヲ添付スベシ但シ届 出ノ日前六月以内ニ 同様ノ書類等ノ提出 アリタルトキハ此ノ 限ニアラズ</p> <p>一 社会保険庁長 官ノ指定シタル 届出者ニ在リテ ハ其ノ者ガ被保 険者又ハ被保険 者タリシ者ノ死 亡当時ヨリ引続 キ法別表第四下 欄ニ定ムル一級 又ハ二級ノ障害</p>	
<p>前項ノ届書ニハ次ニ 掲グル書類等ヲ添附 スベシ但シ届出ノ日 前六月以内ニ同様ノ 書類等ノ提出アリタ ルトキハ此ノ限ニア ラズ</p> <p>一 届出ノ日前三 月以内ノ間ニ於 テ作製セラレタ ル次ニ掲グル書 類等</p> <p>イ 社会保険庁 長官ノ指定シ タル届出者ニ 在リテハ其ノ 者ガ被保険者 又ハ被保険者 タリシ者ノ死</p>	<p>三第一項ノ規定 ニ該当スル子ア ル場合ニ於テハ 其ノ者ト届出者 トノ身分関係ヲ 明瞭ニシ得ル市 町村長ノ証明書 又ハ戸籍ノ抄本 (届出ノ日前一 月以内ノ間ニ於 テ作製セラレタ ルモノニ限ル)</p>	
(新設)		
(新設)		
(新設)		

ノ状態ニ在ルコ トヲ認め得ベキ 書類	二 前号ノ障害ガ 別表第一ニ掲グ ル疾病又ハ負傷 ニ因ルモノナル トキハ其ノ障害 ノ状態ノ程度ヲ 示スレントゲン フィルム	三 法第五十条ノ 三第一項ノ規定 ニ該当スル子ア ル場合ニ於テハ 其ノ者ト届出者 トノ身分関係ヲ 明瞭ニシ得ル市 町村長ノ証明書 又ハ戸籍ノ抄本 又ハ前号ニ掲グル 子ガ十八歳以上 ニシテ被保険者 又ハ被保険者タ リシ者ノ死亡当 時法別表第四下 欄ニ定ムル一級 又ハ二級ノ障害 ノ状態ニ在ル者 ニシテ社会保険 庁長官ノ指定シ	四
--------------------------	--	--	---

亡当時ヨリ引 続キ法別表第 四下欄ニ定ム ル一級又ハ二 級ノ障害ノ状 態ニ在ルコト ヲ認め得ベキ 書類	ロ イノ障害ガ 別表第一ニ掲 グル疾病又ハ 負傷ニ因ルモ ノナルトキハ 其ノ障害ノ状 態ノ程度ヲ示 スレントゲン フィルム	ハ 法第五十条 ノ三第一項ノ 規定ニ該当ス ル子（十八歳 ニ達シタル日 以後ノ最初ノ 三月三十一日 ガ終了シタル 子ニ限ル）ガ 被保険者又ハ 被保険者タリ シ者ノ死亡当 時法別表第四 下欄ニ定ムル
--	---	---

タルモノナルト
キハ其ノ者ガ被
保険者又ハ被保
険者タリシ者ノ
死亡当時ヨリ引
続キ法別表第四
下欄ニ定ムル一
級又ハ二級ノ障
害ノ状態ニ在ル
コトヲ認め得ベ
キ書類

二
一級又ハ二級
ノ障害ノ状態
ニ在ル者ニシ
テ社会保険庁
長官ノ指定シ
タルモノナル
トキハ其ノ者
ガ被保険者又
ハ被保険者タ
リシ者ノ死亡
当時ヨリ引続
キ法別表第四
下欄ニ定ムル
一級又ハ二級
ノ障害ノ状態
ニ在ルコトヲ
認め得ベキ書
書類
法第五十条ノ
三第一項ノ規定
ニ該当スル子ア
ル場合ニ於テハ
其ノ者ト届出者
トノ身分関係ヲ
明瞭ニシ得ル市
町村長ノ証明書
又ハ戸籍ノ抄本
(届出ノ日前一
月以内ノ間ニ於
テ作製セラレタ
ルモノニ限ル)

番号	三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由	但シ第八十一条ノ六ニ規定スル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
四 遺族年金（法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	一 届出者ノ生年月日 一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号	一 届出者ノ生年月日 一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号
二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	二 支給ヲ停止セラレタル遺族年金ノ証書ノ年金コード	二 支給ヲ停止セラレタル遺族年金ノ証書ノ年金コード
二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由	三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由
二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	四 遺族年金（法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	四 遺族年金（法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）
二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	番号	番号

番号	三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由	但シ第八十一条ノ六ニ規定スル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
四 遺族年金（法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	一 届出者ノ生年月日 一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号	一 届出者ノ生年月日 一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号
二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	二 支給ヲ停止セラレタル遺族年金ノ証書ノ年金コード	二 支給ヲ停止セラレタル遺族年金ノ証書ノ年金コード
二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由	三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由
二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	四 遺族年金（法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	四 遺族年金（法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）
二ノ規定ニ依リ加給スル額ガ加給セラレタル遺族年金ニ限ル）	番号	番号

五 法第五十条第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル遺族年金ノ支給ヲ受クベキ五十五歳未満ノ妻ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルモノナルトキ（法第五十条ノ三第一項ノ規定ニ該当スル子アルトキヲ除ク）ハ其ノ状態ニ至リタル年月日
前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル第八十二条ノ三第二項各号ニ掲グル書類ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル遺族年金ガ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ

其ノ支給ヲ停止セラレタル妻ガ令第四条の五ニ掲グル給付（其ノ全額ニ付支給ヲ停止セラレタル給付ヲ除ク）ノ支給ヲ受クベキトキハ当該給付ノ名称、其ノ支給ヲ行フ者ノ名称、其ノ支給ヲ受クベキニ至リタル年月日及リタル年金証書、恩給証書又ハ之ニ代ルベキ書類ノ記号年金コード又ハ記号番号若ハ番号
五 法第五十条第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル遺族年金ノ支給ヲ受クベキ五十五歳未満ノ妻ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルモノナルトキ（

五 法第五十条第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル遺族年金ノ支給ヲ受クベキ五十五歳未満ノ妻ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルモノナルトキ（

其ノ支給ヲ停止セラレタル妻ガ令第四条の五ニ掲グル給付（其ノ全額ニ付支給ヲ停止セラレタル給付ヲ除ク）ノ支給ヲ受クベキトキハ当該給付ノ名称、其ノ支給ヲ行フ者ノ名称、其ノ支給ヲ受クベキニ至リタル年月日及リタル年金証書、恩給証書又ハ之ニ代ルベキ書類ノ記号年金コード又ハ記号番号若ハ番号
五 法第五十条第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル遺族年金ノ支給ヲ受クベキ五十五歳未満ノ妻ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルモノナルトキ（

提出アリタルトキ
ハ此ノ限ニ在ラズ

法第五十条ノ三
第一項ノ規定ニ
該当スル子アル
トキヲ除クハ
其ノ状態ニ至リ
タル年月日
前項ノ届書ニハ次
ニ掲グル書類ヲ添
附スベシ但シ其ノ
一部ニ付支給ヲ停
止セラレタル遺族
年金ガ其ノ支給ヲ
停止セラレザルニ
至リタルトキ及届
出ノ日前六月以内
ニ同様ノ書類等ノ
提出アリタルトキ
ハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出ノ日前三
月以内ノ間ニ於
テ作製セラレタ
ル次ニ掲グル書
類

イ 社会保険庁
長官ノ指定シ
タル届出者ニ
在リテハ其ノ
者ガ被保険者
又ハ被保険者
タリシ者ノ死
亡当時ヨリ引

提出アリタルトキ
ハ此ノ限ニ在ラズ

法第五十条ノ三
第一項ノ規定ニ
該当スル子アル
トキヲ除クハ
其ノ状態ニ至リ
タル年月日
前項ノ届書ニハ届
出ノ日前一月以内
ノ間ニ於テ作製セ
ラレタル第八十二
条ノ三第二項各号
ニ掲グル書類ヲ添
附スベシ但シ其ノ
一部ニ付支給ヲ停
止セラレタル遺族
年金ガ其ノ支給ヲ
停止セラレザルニ
至リタルトキ及届
出ノ日前六月以内
ニ同様ノ書類等ノ
提出アリタルトキ
ハ此ノ限ニ在ラズ

続キ法別表第
四下欄ニ定ム
ル一級又ハ二
級ノ障害ノ状
態ニ在ルコト
ヲ認め得ベキ
書類
ロ
イノ障害ガ
別表第一ニ掲
グル疾病又ハ
負傷ニ因ルモ
ノナルトキハ
其ノ障害ノ状
態ノ程度ヲ示
スレントゲン
フィルム
ハ
法第五十条
ノ三第一項ノ
規定ニ該当ス
ル子（十八歳
ニ達シタル日
以後ノ最初ノ
三月三十一日
ガ終了シタル
子ニ限ル）ガ
被保険者又ハ
被保険者タリ
シ者ノ死亡当
時法別表第四
下欄ニ定ムル
一級又ハ二級

ノ障害ノ状態
ニ在ル者ニシ
テ社会保険庁
長官ノ指定シ
タルモノナル
トキハ其ノ者
ガ被保険者又
ハ被保険者タ
リシ者ノ死亡
当時ヨリ引続
キ法別表第四
下欄ニ定ムル
一級又ハ二級
ノ障害ノ状態
ニ在ルコトヲ
認め得ベキ書
類

ニ
法第五十条
第一項第二号
又ハ第三号ノ
規定ニ依ル遺
族年金ノ支給
ヲ受クル五十
五歳未満ノ妻
ガ法別表第四
下欄ニ定ムル
一級又ハ二級
ノ障害ノ状態
ニ在ル者ニシ
テ社会保険庁
長官ノ指定シ

三十条の九ノ	基本台帳法第	働大臣が住民	抄本（厚生労	書又ハ戸籍ノ	町村長ノ証明	存ニ関スル市	イ 届出者ノ生	類	ル次ニ掲グル書	テ作製セラレタ	月以内ノ間ニ於	ニ	届出ノ日前一	ファイルム	スレントゲン	態ノ程度ヲ示	其ノ障害ノ状	ノナルトキハ	負傷ニ因ルモ	グノ疾病又ハ	別表第一ニ掲	ホ	ニノ障害ガ	類	認メ得ベキ書	ハ其ノ事実ヲ	トキヲ除ク）	当スル子アル	項ノ規定ニ該	十條ノ三第一	トキ（法第五	タルモノナル
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---	---------	---------	---------	---	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

第八十二条ノ十一ノ
 四 遺族年金受給
 者（厚生労働大臣
 ガ住民基本台帳法
 第三十条の九ノ規
 定ニ依リ機構保存
 本人確認情報ノ提
 供ヲ受クルコトヲ
 得ル者ヲ除ク）ハ
 其ノ氏名ヲ変更シ
 タルトキハ左ニ掲
 グル事項ヲ記載シ
 タル届書ヲ十日以
 下
 法第五十条
 ノ三第一項ノ
 規定ニ該当ス
 ル子アル場合
 ニ於テハ其ノ
 者ト届出者ト
 ノ身分関係ヲ
 明瞭ニシ得ル
 市町村長ノ証
 明書又ハ戸籍
 ノ抄本

第八十二条ノ十一ノ
 四 遺族年金受給
 者（厚生労働大臣
 ガ住民基本台帳法
 第三十条の九ノ規
 定ニ依リ機構保存
 本人確認情報ノ提
 供ヲ受クルコトヲ
 得ル者ヲ除ク）ハ
 其ノ氏名ヲ変更シ
 タルトキハ左ニ掲
 グル事項ヲ記載シ
 タル届書ヲ十日以

内ニ厚生労働大臣
ニ提出スベシ
一 変更前及変更
後ノ氏名、生年
月日並ニ住所
一ノ二 個人番号
又ハ基礎年金番
号
二 遺族年金証書
ノ年金コード
三 氏名ノ変更ノ
理由
前項ノ届書ニハ左
ニ掲グル書類ヲ添
付スベシ
一 戸籍ノ抄本又
ハ氏名ノ変更ニ
関スル市町村長
ノ証明書
二 遺族年金証書

第八十二条ノ十一ノ
五 遺族年金受給
者ハ其ノ氏名ヲ変
更シタル場合ニ於
テ前条第一項ノ規
定ニ依ル届書ノ提
出ヲ要サザルトキ
ハ当該変更ヲシタ
ル日ヨリ十日以内
ニ左ニ掲グル事項

内ニ厚生労働大臣
ニ提出スベシ
一 変更前及変更
後ノ氏名、生年
月日並ニ住所
一ノ二 個人番号
又ハ基礎年金番
号
二 遺族年金証書
ノ年金コード
三 氏名ノ変更ノ
理由
前項ノ届書ニハ左
ニ掲グル書類ヲ添
付スベシ
一 戸籍ノ抄本又
ハ氏名ノ変更ニ
関スル市町村長
ノ証明書
二 遺族年金証書

第八十二条ノ十一ノ
五 遺族年金受給
者ハ其ノ氏名ヲ変
更シタル場合ニ於
テ前条第一項ノ規
定ニ依ル届書ノ提
出ヲ要サザルトキ
ハ当該変更ヲシタ
ル日ヨリ十日以内
ニ左ニ掲グル事項

	第三 第八十二条ノ十	第八十二条ノ十 四ノ六第二項	第八十二条ノ十 四ノ九
	(略)	一月	第八十二条ノ十四ノ九 通算遺族年金 受給者ハ法第二十三 条ノ七若ハ第五 十条ノ八ノ四又ハ 法第五十条ノ八ノ 五ニ於テ準用スル 法第五十条ノ七ノ 規定ニ依リ其ノ全 部又ハ一部ニ付支 給ヲ停止セラレタ ル通算遺族年金ガ 其ノ支給ヲ停止セ
<p>ヲ記載シタル届書 ヲ機構ニ提出スベ シ</p> <p>一 氏名、生年月 日及住所</p> <p>二 個人番号又ハ 基礎年金番号</p> <p>三 氏名ノ変更ノ 理由</p> <p>前項ノ届書ニハ戸 籍ノ抄本其ノ他ノ 氏名ノ変更ノ理由 ヲ明瞭ニシ得ル書 類ヲ添附スベシ</p>	(略)	三月	第八十二条ノ十四ノ九 通算遺族年金 受給者ハ法第二十三 条ノ七若ハ第五 十条ノ八ノ四又ハ 法第五十条ノ八ノ 五ニ於テ準用スル 法第五十条ノ七ノ 規定ニ依リ其ノ全 部又ハ一部ニ付支 給ヲ停止セラレタ ル通算遺族年金ガ 其ノ支給ヲ停止セ
	第三 第八十二条ノ十	(新設)	第八十二条ノ十 四ノ九
	(略)	(新設)	第八十二条ノ十四ノ九 通算遺族年金 受給者ハ法第二十三 条ノ七若ハ第五 十条ノ八ノ四又ハ 法第五十条ノ八ノ 五ニ於テ準用スル 法第五十条ノ七ノ 規定ニ依リ其ノ全 部又ハ一部ニ付支 給ヲ停止セラレタ ル通算遺族年金ガ 其ノ支給ヲ停止セ
<p>ヲ記載シタル届書 ヲ機構ニ提出スベ シ</p> <p>一 氏名、生年月 日及住所</p> <p>二 個人番号又ハ 基礎年金番号</p> <p>三 氏名ノ変更ノ 理由</p> <p>前項ノ届書ニハ戸 籍ノ抄本其ノ他ノ 氏名ノ変更ノ理由 ヲ明瞭ニシ得ル書 類ヲ添附スベシ</p>	(略)	(新設)	第八十二条ノ十四ノ九 通算遺族年金 受給者ハ法第二十三 条ノ七若ハ第五 十条ノ八ノ四又ハ 法第五十条ノ八ノ 五ニ於テ準用スル 法第五十条ノ七ノ 規定ニ依リ其ノ全 部又ハ一部ニ付支 給ヲ停止セラレタ ル通算遺族年金ガ 其ノ支給ヲ停止セ

ラレザルニ至リタルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ社会保険長官ニ提出スベシ但シ第八十二条ノ十四ノ六ニ規定スル届書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出者ノ生年月日

二 支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ノ証書ノ記号番号

三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由

前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル第八十二条ノ十四ノ七第二項各号ニ掲グル書類ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ガ其ノ支給ヲ停止セ

ラレザルニ至リタルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ社会保険長官ニ提出スベシ但シ第八十二条ノ十四ノ六ニ規定スル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ社会保険長官ニ提出スベシ但シ第八十二条ノ十四ノ六ニ規定スル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出者ノ生年月日

一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号

二 支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ノ証書ノ

ラレザルニ至リタルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ社会保険長官ニ提出スベシ但シ第八十二条ノ十四ノ六ニ規定スル届書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出者ノ生年月日

二 支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ノ証書ノ記号番号

三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日及其ノ事由

前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル第八十二条ノ十四ノ七第二項各号ニ掲グル書類ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ガ其ノ支給ヲ停止セ

ラレザルニ至リタルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ社会保険長官ニ提出スベシ但シ第八十二条ノ十四ノ六ニ規定スル届書又ハ昭和六十一年改正省令附則第二十四条ニ於テ準用スル新厚生年金保険法施行規則第六十一条第一項ニ規定スル申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出者ノ生年月日

一ノ二 個人番号又ハ基礎年金番号

二 支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ノ証書ノ

ラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

年金コード
三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日
及其ノ事由
前項ノ届書ニハ次に掲グル書類ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ガ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 届出ノ日前三月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類
イ 社会保険庁長官ノ指定シタル届出者ニ在リテハ其ノ者ガ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時ヨリ引

ラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

年金コード
三 支給ヲ停止セラレザルニ至リタル年月日
及其ノ事由
前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル第八十二条ノ十四ノ七第二項各号ニ掲グル書類ヲ添付スベシ但シ其ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算遺族年金ガ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ及届出ノ日前六月以内ニ同様ノ書類等ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

続キ法別表第	四下欄二定ム	ル一級又ハ二	級ノ障害ノ状	態ニ在ルコト	ヲ認め得ベキ	書類	ロ	イノ障害ガ	別表第一二掲	グル疾病又ハ	負傷ニ因ルモ	ノナルトキハ	其ノ障害ノ状	態ノ程度ヲ示	スレントゲン	フィルム	届出ノ日前一	月以内ノ間ニ於	テ作製セラレタ	ル届出者ノ生存	ニ関スル市町村	長ノ証明書又ハ	戸籍ノ抄本（厚	生労働大臣ガ住	民基本台帳法第	三十条の九ノ規	定ニ依リ機構保	存本人確認情報	ノ提供ヲ受クル	コトヲ得ザルト	キニ限ル）
--------	--------	--------	--------	--------	--------	----	---	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

第八十二条ノ十四ノ
十 通算遺族年金
受給者（厚生労働
大臣ガ住民基本台
帳法第三十条の九
ノ規定ニ依リ機構
保存本人確認情報
ノ提供ヲ受クルコ
トヲ得ル者ヲ除ク
）ハ其ノ氏名ヲ変
更シタルトキハ左
ニ掲グル事項ヲ記
載シタル届書ヲ十
日以内ニ厚生労働
大臣ニ提出スベシ
一 変更前及変更
後ノ氏名、生年
月日並ニ住所
一ノ二 個人番号
又ハ基礎年金番
号
二 通算遺族年金
証書ノ年金コー
ド
三 氏名ノ変更ノ
理由
前項ノ届書ニハ左
ニ掲グル書類ヲ添
付スベシ
一 戸籍ノ抄本又

第八十二条ノ十四ノ
十 通算遺族年金
受給者（厚生労働
大臣ガ住民基本台
帳法第三十条の九
ノ規定ニ依リ機構
保存本人確認情報
ノ提供ヲ受クルコ
トヲ得ル者ヲ除ク
）ハ其ノ氏名ヲ変
更シタルトキハ左
ニ掲グル事項ヲ記
載シタル届書ヲ十
日以内ニ厚生労働
大臣ニ提出スベシ
一 変更前及変更
後ノ氏名、生年
月日並ニ住所
一ノ二 個人番号
又ハ基礎年金番
号
二 通算遺族年金
証書ノ年金コー
ド
三 氏名ノ変更ノ
理由
前項ノ届書ニハ左
ニ掲グル書類ヲ添
付スベシ
一 戸籍ノ抄本又

(略)	
(略)	
(略)	<p>ハ氏名ノ変更ニ 関スル市町村長 ノ証明書 二 通算遺族年金 証書</p> <p>第八十二条ノ十四ノ 十一 通算遺族年 金受給者ハ其ノ氏 名ヲ変更シタル場 合ニ於テ前条第一 項ノ規定ニ依ル届 書ノ提出ヲ要サザ ルトキハ当該変更 ヲシタル日ヨリ十 日以内ニ左ニ掲グ ル事項ヲ記載シタ ル届書ヲ機構ニ提 出スベシ</p> <p>一 氏名、生年月 日及住所 二 個人番号又ハ 基礎年金番号 三 氏名ノ変更ノ 理由</p> <p>前項ノ届書ニハ戸 籍ノ抄本其ノ他ノ 氏名ノ変更ノ理由 ヲ明瞭ニシ得ル書 類を添付スベシ</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>ハ氏名ノ変更ニ 関スル市町村長 ノ証明書 二 通算遺族年金 証書</p> <p>第八十二条ノ十四ノ 十一 通算遺族年 金受給者ハ其ノ氏 名ヲ変更シタル場 合ニ於テ前条第一 項ノ規定ニ依ル届 書ノ提出ヲ要サザ ルトキハ当該変更 ヲシタル日ヨリ十 日以内ニ左ニ掲グ ル事項ヲ記載シタ ル届書ヲ機構ニ提 出スベシ</p> <p>一 氏名、生年月 日及住所 二 個人番号又ハ 基礎年金番号 三 氏名ノ変更ノ 理由</p> <p>前項ノ届書ニハ戸 籍ノ抄本其ノ他ノ 氏名ノ変更ノ理由 ヲ明瞭ニシ得ル書 類を添付スベシ</p>

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)

第四条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成九年厚生省令第三十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(加給年金額の対象者がある退職共済年金の受給権者の届出)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(障害の程度が変わったときの改定の請求)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <p>二 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類等</p> <p>イ 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>ロ 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム</p> <p>三 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(加給年金額の対象者がある退職共済年金の受給権者の届出)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(障害の程度が変わったときの改定の請求)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>一 障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>二 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム</p> <p>三 配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本</p> <p>3・4 (略)</p>

(障害共済年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)
第三十八条の二 障害共済年金の受給権者であつて、その障害の程度

の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該障害共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(併給調整事由等消滅の届出)

第四十条 (略)

2 (略)

3 前二項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二 (略)

三 前項に規定する場合に該当するときは、同項の届書を提出する前三月以内に作成された障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

四・五 (略)

4 (略)

(遺族共済年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第四十四条 組合員若しくは加入者若しくは組合員若しくは加入者であつた者の死亡の当時から引き続き新障害等級の一級若しくは二級に該当する子若しくは孫又は平成八年改正法附則第十六条第二項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条第一項ただし書に規定

(障害共済年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)
第三十八条の二 障害共済年金の受給権者であつて、その障害の程度

の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該障害共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(併給調整事由等消滅の届出)

第四十条 (略)

2 (略)

3 前二項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二 (略)

三 前項に規定する場合に該当するときは、同項の届書を提出する前一月以内に作成された障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

四・五 (略)

4 (略)

(遺族共済年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第四十四条 組合員若しくは加入者若しくは組合員若しくは加入者であつた者の死亡の当時から引き続き新障害等級の一級若しくは二級に該当する子若しくは孫又は平成八年改正法附則第十六条第二項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条第一項ただし書に規定

する場合に該当する遺族共済年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該遺族共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(退職年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第五十三条 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第七十七条第三項又は平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第七十七条の規定により退職年金の停止の解除を受けている者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(障害の程度が変わったときの改定の請求)

第五十六条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態

する場合に該当する遺族共済年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該遺族共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(退職年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第五十三条 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第七十七条第三項又は平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第七十七条の規定により退職年金の停止の解除を受けている者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(障害の程度が変わったときの改定の請求)

第五十六条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 当該請求書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態

三 (略)
に關する医師又は歯科医師の診断書

(旧障害等級に該当しなくなったときの届出等)
第五十八条 (略)

2 (略)

3 前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に關する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)

二 提出日前三月以内に作成された次に掲げる書類等

イ 障害の状態に關する医師又は歯科医師の診断書

ロ 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム

(削る)

(障害年金の受給権者に係る障害の現状に關する届出)

第六十一条 障害年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に關する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(併給調整事由等消滅の届出)

三 (略)
に關する医師又は歯科医師の診断書

(旧障害等級に該当しなくなったときの届出等)
第五十八条 (略)

2 (略)

3 前項の届書には、提出日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 受給権者の生存に關する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)

二 障害の状態に關する医師又は歯科医師の診断書

三 疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム

(障害年金の受給権者に係る障害の現状に關する届出)

第六十一条 障害年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に關する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(併給調整事由等消滅の届出)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 前項に規定する場合に該当するときは、同項の届書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二・三 (略)

(遺族年金等の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第七十二条 厚生労働大臣が指定した遺族年金等の受給権者（平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第八十九条ただし書に規定する場合に該当する者、同法第九十二条の第三項において準用する旧厚生年金保険法第五十九条第一項の規定により同法別表第一に定める一級若しくは二級の障害の状態にあるため通算遺族年金を受けている者又は組合員若しくは加入者若しくは組合員若しくは加入者であった者の死亡の当時から引き続き旧障害等級の一級若しくは二級の障害に該当する子若しくは孫であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものをいう。）は、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

第七十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

- 一 前項に規定する場合に該当するときは、同項の届書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二・三 (略)

(遺族年金等の受給権者に係る障害の現状に関する届出)

第七十二条 厚生労働大臣が指定した遺族年金等の受給権者（平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第八十九条ただし書に規定する場合に該当する者、同法第九十二条の第三項において準用する旧厚生年金保険法第五十九条第一項の規定により同法別表第一に定める一級若しくは二級の障害の状態にあるため通算遺族年金を受けている者又は組合員若しくは加入者若しくは組合員若しくは加入者であった者の死亡の当時から引き続き旧障害等級の一級若しくは二級の障害に該当する子若しくは孫であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものをいう。）は、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2 前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(厚生労働大臣による受給権者の確認等)</p> <p>第五十一条の二 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 厚生労働大臣が指定した受給権者(廃止前農林共済法附則第九条第一項に規定する特例の適用を受けている廃止前農林共済法附則第七条の規定による退職共済年金の受給権者、障害共済年金の受給権者若しくは廃止前農林共済法第四十九条第一項ただし書の規定により遺族共済年金の停止の解除を受けている者又は旧制度農林共済法第三十六条第三項の規定により退職年金の停止の解除を受けている者、障害年金の受給権者、旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態にあるため遺族年金を受けるとき若しくは孫、旧制度農林共済法第四十七条ただし書の規定により遺族年金の停止の解除を受けている者若しくは旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十九条第一項各号に規定する障害の状態にあるため通算遺族年金の支給を受ける者であつて、その障害の程度の程度のため通算遺族年金の支給を受ける者であつて、その障害の程度が必要であると認めて厚生労働大臣が指定した者をいう。以下同じ。)にあつては、厚生労働大臣が指定した年において、厚生労働大臣が指定する日(以下「指定日」という。)までに、指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する診断書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。ただし、廃止前農林共済法又は旧制度農林共済法による年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p>	<p>附則</p> <p>(厚生労働大臣による受給権者の確認等)</p> <p>第五十一条の二 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 厚生労働大臣が指定した受給権者(廃止前農林共済法附則第九条第一項に規定する特例の適用を受けている廃止前農林共済法附則第七条の規定による退職共済年金の受給権者、障害共済年金の受給権者若しくは廃止前農林共済法第四十九条第一項ただし書の規定により遺族共済年金の停止の解除を受けている者又は旧制度農林共済法第三十六条第三項の規定により退職年金の停止の解除を受けている者、障害年金の受給権者、旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態にあるため遺族年金を受けるとき若しくは孫、旧制度農林共済法第四十七条ただし書の規定により遺族年金の停止の解除を受けている者若しくは旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十九条第一項各号に規定する障害の状態にあるため通算遺族年金の支給を受ける者であつて、その障害の程度のため通算遺族年金の支給を受ける者であつて、その障害の程度が必要であると認めて厚生労働大臣が指定した者をいう。以下同じ。)にあつては、厚生労働大臣が指定した年において、厚生労働大臣が指定する日(以下「指定日」という。)までに、指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する診断書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。ただし、廃止前農林共済法又は旧制度農林共済法による年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p>

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令第四十

九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別障害給付金の額の改定の請求) 第五条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等(第二号及び第三号に掲げる書類等)については、当該請求書を提出する日前三月以内に作成されたものに限る。)を添えなければならない。 一 三 (略)</p> <p>(現況の届出) 第七条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 七月三十一日前三月以内に作成された次に掲げる書類等 イ 厚生労働大臣が指定する者以外の者にあつては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書 ロ イの障害が国民年金法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム 三 七月三十一日前一月以内に作成された次に掲げる書類等 イ 特別障害給付金所得状況届 ロ 第一条第三項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類 (削る) (削る)</p> <p>3 前項第二号に掲げる書類は、次のいずれかに掲げる日以後最初</p>	<p>(特別障害給付金の額の改定の請求) 第五条 (略)</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類等(第二号及び第三号に掲げる書類等)については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。)を添えなければならない。 一 三 (略)</p> <p>(現況の届出) 第七条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類等(第二号から第五号までに掲げる書類等)については、七月三十一日前一月以内に作成されたものに限る。)を添えなければならない。 一 (略)</p> <p>二 厚生労働大臣が指定する者以外の者にあつては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>三 前号の障害が国民年金法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム 四 特別障害給付金所得状況届 五 第一条第三項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類</p> <p>3 前項第二号及び第三号に掲げる書類は、次のいずれかに掲げる</p>

に到来する七月三十一日において第一項の規定による届書の提出
を行う場合については、これを添えることを要しない。

一〇三 (略)

日以後最初に到来する七月三十一日において第一項の規定による
届書の提出を行う場合については、これを添えることを要しない

一〇三 (略)

(国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十六号。附則第三条において「平成十八年改正省令」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(旧船員保険法による年金たる保険給付の届出等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の届書には、指定日前三月以内に作成された旧船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定に該当する者のうち、同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にある子であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものがあるときは、その者が届出者の旧障害年金の支給を受けることができるに至つた当時より引き続き同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にあることを認めることができる書類を添えなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(旧船員保険法による年金たる保険給付の届出等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の届書には、指定日前一月以内に作成された旧船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定に該当する者のうち、同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にある子であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものがあるときは、その者が届出者の旧障害年金の支給を受けることができるに至つた当時より引き続き同法別表第四下欄に定める一級又は二級の障害の状態にあることを認めることができる書類を添えなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 平成三十一年六月一日

二 第一条中国民年金法施行規則第三十六条の五の改正規定 平成三十一年七月一日

(経過措置)

第二条 国民年金法施行規則第三十六条の三第一項及び第五十一条の三第一項の規定にかかわらず、国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者（その誕生日が一月一日から六月三十日までの間にある者に限る。）は、平成三十一年において当該各項の届出を行うことを要しないものとする。

第三条 この省令による改正後の国民年金法施行規則第三十六条の三若しくは第三十六条の四（平成十八年

改正省令附則第三条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の三若しくは第五十一条の四、厚生年金保険法施行規則第三十五条の三（平成十八年改正省令附則第四条第二項において準用する場合を含む。）、第三十五条の四（平成十八年改正省令附則第四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の四（平成十八年改正省令附則第四条第四項及び附則第六条第一項において準用する場合を含む。）、若しくは第六十八条の三（平成十八年改正省令附則第四条第五項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条、第三十八条の二、第四十四条、第五十三条、第六十一条若しくは第七十二条、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二又は平成十八年改正省令附則第五条第二項若しくは第六条第二項の届出を行おうとする者（その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。）は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定の例により当該届出を行うことができる。